

社会福祉施設等新型インフルエンザ 対策ガイドライン

暫 定 版

平成21年10月
京都府健康福祉部

<目次>

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ対策について	
1	新型インフルエンザ対策の基本的な考え方	2
2	各発生段階における対応	
(1)	前段階：未発生期（発生時に備えた準備）	3
ア	感染予防対策の検討、周知及びその実践	
イ	危機管理体制の構築等	
ウ	情報収集と周知、情報共有、情報発信が可能な体制整備	
エ	事業継続体制の検討（「事業継続計画（BCP）」の策定）	
オ	必需物品等の備蓄	
カ	関係機関等との連絡体制の整備	
(2)	第一段階：海外発生期	13
ア	情報収集	
イ	情報提供	
ウ	「対策会議」の設置	
(3)	第二段階：国内発生早期（当該市区町村未発生）	15
ア	情報収集	
イ	情報提供	
ウ	施設における感染拡大防止	
(4)	第三段階：感染拡大期（当該市区町村発生）	17
ア	情報収集	
イ	情報提供	
ウ	施設における感染拡大防止	
(5)	第三段階：まん延期（施設内発生）	19
ア	通所系サービス（短期入所を含む）	
イ	訪問系サービス	
ウ	施設系サービス	
エ	居宅介護支援事業者（介護保険）、市町村障害福祉担当課及び相談支援事業者（障害福祉）	
オ	障害福祉サービス提供における注意事項	
カ	障害所等通所系児童福祉施設における注意事項	
キ	児童養護施設等入所施設における注意事項	
(6)	第三段階：回復期	33
(7)	第四段階：小康期（流行終息期）	33
III	新型インフルエンザについて	34
1	新型インフルエンザとは	
2	新型インフルエンザの症状・潜伏期間・感染時期	
3	新型インフルエンザの感染経路とその予防	
(1)	感染経路	
(2)	感染予防	
(3)	感染の可能性がある場合の対応	
(参考)		
1	濃厚接触者（高危険接触者）について（抄）	37
2	個人防護具（マスク、手袋、ゴーグル等）の扱い方	38
3	感染により死亡者が出た場合の対応	39
4	クラスター（集団発生）サーベイランス	40
5	福祉施設等の種別一覧	42
6	各保健所及び京都府関係課一覧	43

(参考資料)

- 高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き【平成18年3月18日厚生労働省健康局結核感染症課連名】
- 新型インフルエンザ対策ガイドライン【平成21年2月17日新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議】
- 「基本的対処方針」等のQ & A【平成21年7月23日改定新型インフルエンザ対策本部】
- 「基本的対処方針」【平成21年10月1日新型インフルエンザ対策本部】
- 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）【平成21年10月1日厚生労働省】
- 新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】【平成21年10月8日事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課連名】

I はじめに

本ガイドラインでは、「京都府新型インフルエンザ対策計画（平成21年9月改定）」を基に子ども、高齢者及び障害者等への保育サービスや介護サービス等の提供に当たっての、基本的な新型インフルエンザへの対応策をまとめたものです。

特に社会福祉施設においては、抵抗力の弱い子ども、高齢者及び障害者等の人々が集団で生活を行っており、例えば施設で新型インフルエンザが発生すると、感染が拡大しやすく、また、重症化することが予測されます。

今回の新型インフルエンザ（A／H1N1）については、既に本格的な流行期に入っており、社会福祉施設等において発生した場合、最低限の機能を維持するとともに、新型インフルエンザから施設入所者及び利用者の生命と生活を守ることが基本となります。そこで、新型インフルエンザの発生時に備えた十分な準備と発生時における迅速かつ的確な対応により、施設等における被害を最小限に抑えるために、社会福祉施設等において、事前の対策と発生時の具体的な対応をあらかじめ定めておくことが重要であり、そのためのガイドラインを作成しました。

各施設等において、それぞれの特性に応じた対応マニュアルを作成する際、又は既存の「感染症対策マニュアル」等の見直しや「事業継続計画」の策定を行う際の参考としてください。

また、このガイドラインは必ず事務室に常置してください。

平成21年10月

本ガイドラインは、病原性の強い鳥インフルエンザ（H5N1）のように強毒型の新型インフルエンザを想定した内容になっていますが、まん延期（施設内発生）においては、今回の新型インフルエンザ（A／H1N1）のように弱毒型も含め全般に対応できるものとして作成しています。

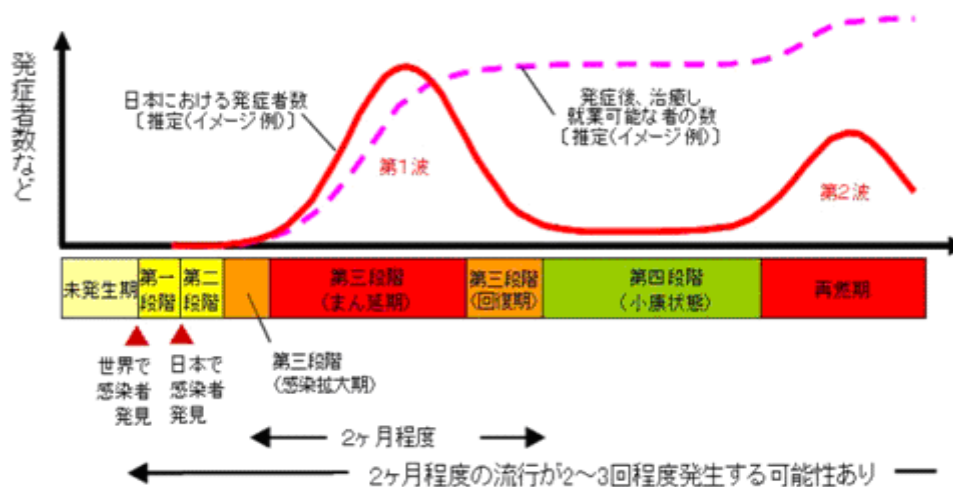
II 新型インフルエンザ対策について

1 新型インフルエンザ対策の基本的な考え方

- 新型インフルエンザは健康被害だけに留まらず、社会活動、経済活動にも影響が及ぶことから、発生段階に応じた感染予防・感染拡大防止対策に加えて、社会活動の制限等に伴う影響等にも備えて対策を講じていくことが重要です

発生段階	状態	
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態	
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
第二段階（国内発生早期） （※当該市区町村未発生）	国内で新型インフルエンザが発生した状態	
第三段階 （府の判断）	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状況	
	（感染拡大期） （※当該市区町村発生）	府において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	（まん延期） （※施設内発生）	府において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
回復期	府において、ピークを越えたと判断できる状態	
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

※今回のガイドラインにおける発生段階の整理



2 各発生段階における対応

(1) 前段階：未発生期（発生時に備えた準備）

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 感染予防対策の検討、周知及びその実践 |
| イ | 危機管理体制の構築等 |
| ウ | 情報収集と周知、情報共有、情報発信が可能な体制の整備 |
| エ | 事業継続体制の検討（「事業継続計画（BCP）」の策定） |
| オ | 必需物品等の備蓄 |
| カ | 関係機関等との連絡体制の整備 |

※既に設置されている「感染症対策委員会」などを活用して検討

ア 感染予防対策の検討、周知及びその実践

- (ア) 施設における感染リスクの評価と改善
- (イ) 効果的な手洗いの方法や咳エチケット、排泄物・おう吐物の処理方法、消毒薬の作り方をポスター掲示等で周知し、職員全員が習得し、日常業務において実践
- (ウ) 事業所、施設及び送迎車等の清掃・消毒
- (エ) 職員への研修
すべての職員に対して、感染予防策の基礎知識の周知徹底と新型インフルエンザについての必要な知識、基本的な対応を習得させる。また、適宜、演習等を組み込んだ研修を行う

【研修内容】（例）

- ① 利用者に対して「手洗い」の実習を行う
- ② 職員に対する講習会や訓練などを実施する
 - ・ 新型インフルエンザの特徴、感染経路、感染予防のポイント
 - ・ 二次感染予防に必要な手洗い、排泄物・おう吐物の処理の仕方について（実習を含む）
 - ・ マスクの正しい使用方法
 - ・ 手洗いの手順
 - ・ 消毒液の使用方法
 - ・ 体液や排泄物の取扱方法
 - ・ 咳エチケット
 - ・ ガウンテクニック（P 39 参照）
 - ・ 発生時の業務体制について

(オ) 職員自らの健康管理の徹底

感染源あるいは媒介者にならないために、職員自ら健康管理を行う

- a 定期健康診断を必ず受診し、自己の健康管理に努める
- b 通常のインフルエンザの予防接種は毎年受ける
- c 発熱、咳、下痢など感染症が疑われる症状を呈した場合は、管理者に報告し、保健所に相談をして必要な対応をとる
- d 特にインフルエンザと診断された場合は、感染の可能性がある期間の就業を自粛する

(カ) 入所者・利用者の健康状態の把握（通所・短期入所サービス利用者を含む）

毎日の健康チェックのほか、感染による重症化リスクの高い心肺系の慢性疾患や糖尿病、腎疾患等の基礎疾患の有無、服薬内容の把握、さらに予防接種歴の確認等を行う

- a 定期の健康診断等による健康状態の把握
- b 利用開始時における感染症の既往や基礎疾患等の把握
- c 通常のインフルエンザ予防接種の勧奨
- d 毎日の健康状態を観察、把握

(キ) 委託業者、ボランティア等の健康状態の把握

(ク) 来訪者（面会者）への対応

- a 入室・退室時、介護時の手洗いの徹底
- b 訪問者が体調不良の場合、面会制限に関する理解を求める

イ 危機管理体制の構築等

(ア) 意思決定方法の検討

- a 対応マニュアルや事業継続計画の策定に当たっては、施設責任者が率先し、各部門の責任者を交えて行うことが必要
- b 必要に応じて嘱託医をメンバーに加えることが望ましい
- c 意思決定方法を確立するには、意思決定者の発症等に備え、複数の代替意思決定システムの検討が必要
- d 施設責任者の欠勤が予想されることから「引継書」の作成が必要

(イ) 新型インフルエンザ対策担当者の決定（情報収集や施設長等への報告）

(ウ) 新型インフルエンザ発生時マニュアルや事業継続計画（BCP）の整備

(エ) 施設内での発生を想定した訓練の実施

【訓練】（例）

- ① 連携体制などの訓練など
- ② 海外発生期、国内発生早期、感染拡大期、まん延期など複数の状況を設定した訓練
- ③ 感染予防策に関する習熟訓練（感染防護具の着脱、出勤時の体温測定等を含めた職員の健康チェック、個室での患者看護等）
- ④ 施設内で発症者が出た場合の対応訓練（保健所への連絡、病院への搬送、施設の消毒、濃厚接触者の特定と健康観察等）
- ⑤ 代替者による重要業務の継続に係る訓練

(オ) 発生時における市町村、保健所、医療機関等関係機関との連絡体制の構築のための調整・整備

(カ) 発生時における施設内の緊急連絡体制の構築のための調整・整備

(キ) 職員、委託業者及び入所者・利用者、その家族に係る緊急連絡先の確認と一覧表の作成

《参考》

□ 関係機関・団体連絡一覧表（例）

名称	所在地	電話	F A X	担当者	緊急時連絡方法 (携帯番号等)

ウ 情報収集と周知、情報共有、情報発信が可能な体制の整備

(ア) 新型インフルエンザの発生状況等に関する情報収集

- a 情報収集に当たっては担当者を決め、担当者は国、府、市町村等の情報を、**週一回程度**確認するなどし、継続的に情報収集を行う
- b 担当者は、府等から提供された情報及び要請事項を速やかに施設長等へ報告する

【収集すべき情報】（例）

- ① 新型インフルエンザの発生地域
- ② 新型インフルエンザの概要（特徴、症状、治療方法など）
- ③ 地域の感染症発生状況についての情報
 - ・厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）
 - ・府・市町村のホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/>）
 - ・ワムネット京都府センター
（<http://www.wam.go.jp/wamappl/26KYOTO/26ma01ma.nsf/menu?OpenForm>）

(1) 前段階：未発生期（発生時に備えた準備）

(イ) 保健所等の関係機関との情報交換

- a 未発生期（平常時）から保健所及び市町村等と情報交換・連絡相談ができる体制の確保
- b 感染拡大期・まん延期に施設内で患者が発生した場合の対応方法も検討しておくことが重要

(ウ) 情報の提供等（職員、入所者・利用者、家族等への周知方法の検討）

- a 全職員に対して平常時・緊急時等、状況に合わせて、掲示板やホワイトボード等を活用した情報の周知
- b 視覚障害者及び聴覚障害者については、周知方法（音声ガイド、点字、FAX等）を検討
- c 家族、ボランティア及び業者等施設来訪者に対し、玄関に掲示することによる情報の周知
- d 発生時の臨時休業、サービス縮小等について事前に利用者、その家族等の理解を得ることの検討
- e サービス中止の場合の事前の意向確認の検討
 - ・ 通所の場合、代替サービスの必要性
 - ・ 入所の場合、一時的な帰宅が可能か
- f 面会を中止とした場合の家族への連絡方法

（例）週一回、電話で状況報告など、施設の対応方針を決めておく

※訪問者の氏名、住所等の把握は感染者や接触者の追跡調査及び感染予防策を講じる際に重要な情報となる

エ 事業継続体制の検討（「事業継続計画（BCP）」の策定）

新型インフルエンザの発生により、感染予防対策や施設内における感染拡大防止対策を実施することにより利用者の生命と健康を守ること、併せて、食糧供給確保等のライフライン維持などを定めた事業継続計画（BCP）により施設としての最低限の機能を継続させることが必要

(ア) 発生時に出勤可能な職員の把握と人員計画

- a 国内発生以降、感染拡大防止のため学校や幼稚園・保育所は臨時休業となる時期には、職員によっては出勤困難となることが想定されることから、出勤が困難となる可能性が高い職員の把握
- b 米国・職業安全局ガイダンスによれば「流行ピーク時の欠勤率は、40%と想定」されていることから、欠勤を想定した運営体制の検討

【事業継続計画（BCP）に定めておくべき項目】（例）

- ① 発生時に施設が継続して運営できる体制を整える
 - ・ 段階に応じて継続する業務と休止する業務を振り分ける
 - ・ 段階ごとの業務に必要な人員計画を作成する
 - ・ サービス休止の判断基準を定めておく
 - ・ 職種ごとに分担業務、班編制等を定めておく
 - ※総括班、医療班、食料確保班、入所者支援班、情報収集班等
 - ・ 業務継続に不可欠な取引業者についての検討
 - ・ 利用者の給食継続についての検討
 - ・ 面会制限等に対する検討
- ② 一時的に多数の職員が欠勤した場合の運営体制を整える
 - ・ 40%の職員の欠勤を想定して運営体制を検討する
 - ・ 当該市区町村発生時には、子どもの保護のため出勤が困難となる可能性の高い職員を把握しておく
 - ・ 施設管理者の罹患を想定して代理の意思決定者を定めておく
- ③ 発生時の食料供給体制を確保しておく
 - ・ 重要取引事業者を抽出し事前に協力を求める
 - ・ 代替事業者を事前に選定しておく

《参考》

□ 職員状況一覧（例）

氏名	住所	通勤方法		欠勤の可能性 ※ ₂	感染リスク等 ※ ₃
		平時	発生時※ ₁		

※₁：新型インフルエンザ発生時において他者とできるだけ接触しないで通勤できる方法

※₂：同居家族等が感染した場合等、職員自身が感染していなくても出勤できない可能性があるかどうか

※₃：妊娠、呼吸器等の基礎疾患、免疫不全等感染リスクが高い要因

(イ) 発生段階に応じた勤務体制の検討

継続すべき業務、縮小または休止できる業務の振り分けが必要

(ウ) 訪問系サービスに係る対応の検討

手洗いやうがい、マスクの着用等、感染防止策を徹底して通常どおりサービスを提供

(エ) 入所施設の場合

a 併設している通所、短期入所サービスがある場合は、休止時期を検討

b 行事、施設外活動、集会、外出等を自粛する時期を検討

c 実習生、ボランティア等の受け入れを休止する時期を検討

d 事業継続に不可欠な取引業者について

給食・清掃・クリーニング・感染性廃棄物処理業者等の出入業者の洗い出しと事業継続に向け必要な対策の検討

e 面会者に対する対応

面会の制限或いは中止とする時期などを検討

(オ) 短期入所、通所施設等に係る臨時休業の要請への対応検討

- 強毒型の場合には、都道府県等が短期入所、通所施設等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する場合がある
なお、都道府県の要請がない場合にあっても事業者の判断により、地域の保健所、都道府県及び各市町村担当部局等とよく相談の上、正確な情報に基づいて臨時休業を行うことが可能
- 弱毒型の場合には、原則として臨時休業の要請は行わない

- ・ 利用者、その家族への臨時休業への理解を求める
- ・ 臨時休業を行う場合を想定して、居宅介護支援事業者と連携の上、サービスの必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者等が代替サービスを提供するための対応についてあらかじめ検討が必要

○ 訪問系・居住系サービスへの代替サービス等の検討

新型インフルエンザが発生し、通所系サービス（短期入所を含む）の臨時休業が行われる場合を想定して、日常生活に影響が大きい通所系サービスの利用者に対して、当面1週間の期間を想定し、訪問系サービスによる代替等の検討が必要

○ 通所系サービス利用者への食事の提供に係る検討

自宅等での食事の確保が困難となり、配食が必要となる利用者が出ることが想定されるため、通所系サービス事業者においては、市町村、居宅介護支援事業者等と連携を図り、次のとおりあらかじめ対応について検討が必要

- ・ 当該事業所内で調理したもの等を配食
- ・ 宅配事業者の配食サービスを活用 など

○ 居宅介護支援事業者を中心とした検討

通所系サービスの休業を想定した代替サービスの提供等、居宅介護支援事業者は、利用者、その家族、市町村及び事業者等と連携の上、次のとおりあらかじめ対応について検討が必要

- ・ 代替サービス利用が必要な対象者の把握
- ・ 代替サービス等について対象者及び事業者等との調整
- ・ 暫定ケアプラン（介護予防を含む）の策定

《参考》

ケアプラン（介護予防を含む、以下同様）変更等の手続き（案）

(1) やむを得ず代替サービスの提供を行う場合

- ア 新たにケアプランを作成することが原則だが、代替サービスを提供するまでのケアプランに次の内容を追記することも可

【追記内容】既存の利用通所系サービス記載の下部に、「通所系〇〇〇が臨時休業した場合」と記載し、加えて

- 代替サービスの種類
- 代替サービスの内容
- 代替サービスを利用する間の利用頻度
- 事業所等
- 利用期間、臨時休業日～解除日

イ 代替サービスを利用する場合には、対象者と十分に調整

ウ 代替サービスの提供等により、ケアプランの変更の必要があるときについてやむを得ない理由でサービス担当者会議が開催できない場合でも、担当者からの意見を聴取

エ 上記に関しては、居宅介護支援経過（第6表）等に記載

(2) 代替サービス利用の必要がない場合（通所系サービスを停止するだけの場合）

ア 入院時等の取扱いと同しくケアプラン等の追記は不要

イ ただし、居宅介護支援経過（第6表）には通所系サービスを停止していた旨を記載

＜国の臨時休業の考え方＞

①「基本的対処方針」（平成21年10月1日 新型インフルエンザ対策本部）（抜粋）

二、（四）

学校・保育施設等の臨時休業の要請については、学校・保育施設等で患者が発生した場合等において、都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請することとし、その詳細については、厚生労働大臣が別途運用指針を定める（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」）

②「基本的対処方針」等のQ&A

（平成21年7月23日改定 新型インフルエンザ対策本部（抜粋））

（問18）保育施設等の臨時休業は、都道府県が要請するとされているが、どのように行うのか。

（答） 1. 保育サービスの場合、臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が保育担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が市町村に対して行い、当該市町村が保育サービスの提供主体に対し、要請を行うことを基本とする。

2. これらの保育サービス以外の社会福祉施設等（短期入所・通所介護等を行う事業所に限る。）に対する臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が社会福祉施設等の担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が行うことを基本とし、社会福祉施設等への要請は、都道府県から直接、あるいは市町村の協力を得て市町村経由で行うこととなる。

③医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）

（平成21年10月1日 厚生労働省）（抜粋）

（3）学校・保育施設等

学校・保育施設等の臨時休業については一定の効果があったところであり、引き続き、学校・保育施設等で患者が発生した際には、都道府県等が感染拡大防止等公衆衛生上必要であると判断した場合、当該学校・保育施設等の設置者等に対し臨時休業を要請する。

また、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことが可能である。

なお、臨時休業の要請がない場合にあっても、学校・保育施設等の設置者は必要な臨時休業を行うことができる。

厚生労働省は、臨時休業に係る判断に資するため、基本的考え方の提示など必要な情報提供を行う。

大学に対しては、都道府県等は、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を要請する。

④新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】

（平成21年10月8日事務連絡 厚生労働省健康局結核感染症課他）

○高齢者介護施設（短期入所、通所施設等を含む。）における留意点（抜粋）

- 短期入所、通所施設における臨時休業については、次のとおりの対応をお願いします。
 - （1）短期入所、通所施設等で患者が発生した際に、感染拡大防止等公衆衛生上必要であると判断した場合、都道府県等は、当該短期入所、通所施設等に対し、必要に応じ臨時休業を要請することとなります。
 - （2）ただし、都道府県等は、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、患者が発生していない短期入所、通所施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことも可能です。
 - （3）なお、要請がない場合でも、事業者の判断により臨時休業を行うことも可能ですが、この場合、各事業者においては、地域の保健所、各市町村介護保険担当部局、各都道府県介護保険担当部局とよく相談し、正確な情報に基づいて適切に対応するとともに、あわせて利用者や家族等に対する周知をお願いします。

- 短期入所、通所施設等の事業者等においては、サービス提供を再開するにあたり、症状がある者を休ませるなど感染防止策の徹底を前提とした上で、基本的対処方針や運用指針等を参考にして、以下の事項に留意してください。
 - ア サービスの提供を再開するにあたり、利用者や従業員等に対し、電話での聞き取りなど適宜の方法でインフルエンザ様症状の有無等を確認してください。
 - イ マスクの着用、うがい、手洗いのさらなる励行や、職員の時差出勤の容認など、これまで以上に感染防止策を徹底してください。
 - ウ 今般の新型インフルエンザについては、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者は重症化の可能性が高いとの報告があり、実際に基礎疾患を有する者の死亡や小児の脳症や肺炎による重症化例が報告されているため、当該基礎疾患を有する者については、特に注意を払って、インフルエンザ様症状の有無を確認するとともに、感染防止の徹底を図るようにしてください。

(1) 前段階：未発生期（発生時に備えた準備）

オ 必需物品等の備蓄

(ア) 感染防護具

不織布製マスク、ガウン、使い捨て手袋、キャップ（ポリエチレン製）、
感染性廃棄物処理用品

(イ) 衛生（消毒）用品

消毒用アルコール製剤、速乾性擦式消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸
ナトリウム溶液、石けん

(ウ) 日常の介護・看護で使用する用品

紙オムツ、トイレットペーパー、カイロ、アイスノン等

(エ) 環境整備（清掃）用品

(オ) 食糧品

(カ) 医薬品

(キ) その他（日常生活用品等）

《参考》

発生に備えて、食糧、医薬品、日常生活用品等の備蓄を行う

[常時の備蓄が困難な場合も備蓄品リストを作成する]

- ・ 最低2週間程度の備蓄を行う
- ・ 各品目の供給管理者を定める
- ・ 賞味、使用期限のある物品については、期限前に消費し新しいものを補充する
- ・ マスク、ゴーグルは個人サイズのリストを作成する

[備蓄品リストの例]

		品 目	数量	購入日	賞味、使用期限	備 考
食 糧 品	主食	米				
		乾燥麺（うどん等）				
	その他	レトルト食品（カレー等）				
		缶詰				

カ 関係機関等との連絡体制の整備

(ア) 市町村、保健所等の行政機関

(イ) 利用者の家族、嘱託医、近隣医療機関等

(ウ) 委託業者（清掃・給食等）、実習生、ボランティア

(2) 第一段階：海外発生期

強毒型の新型インフルエンザが海外で発生すると、数日のうちにウイルスが世界に広がると言われている国の検疫が強化され、国内への侵入を阻止する対策がとられますが、予想を超えた早さで国内発生することも考えられる

国内発生期に備えて、発生した場合の対応策の検討と周知を徹底することが必要

この段階で準備等が必要な主な事項

- 1 事業所内対策会議の設置
- 2 職員に対する新型インフルエンザに関する情報の正確な伝達
- 3 利用者及び職員の感染予防、健康状態の把握などの注意喚起
- 4 保健所や嘱託医・かかりつけの医師との十分な連携
- 5 利用者、その家族への周知や情報提供
- 6 職員の発生地域への渡航自粛 …など

※発熱相談センターが保健所に設置される

ア 情報収集

- (ア) 情報収集に当たっては担当者を決め、担当者は国、府、市町村等の情報を、**週一回程度**確認するなどし、継続的に情報収集を行う
- (イ) 担当者は、府等から提供された情報及び要請事項を速やかに施設長等へ報告する

【収集すべき情報】(例)

- ① 新型インフルエンザの発生地域
- ② 新型インフルエンザの概要(特徴、症状、治療方法など)
- ③ 地域の感染症発生状況についての情報
 - ・厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)
 - ・府・市町村のホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/>)
 - ・ワムネット京都府センター
(<http://www.wam.go.jp/wamappl/26KYOTO/26ma01ma.nsf/menu?openform>)

イ 情報提供

- (ア) 全職員に対して平常時・緊急時等、状況に合わせて、掲示板やホワイトボード等を活用した情報の周知
- (イ) 視覚障害者及び聴覚障害者については、周知方法（音声ガイド、点字、FAX等）を検討
- (ウ) 家族、ボランティア及び業者等施設来訪者に対し、玄関に掲示することによる情報の周知
- (エ) 発生時の臨時休業、サービス縮小等について事前に利用者、その家族等の理解を得ることの検討
- (オ) サービス中止の場合の事前の意向確認の検討
 - a 通所の場合、代替サービスの必要性
 - b 入所の場合、一時的な帰宅が可能か
- (カ) 面会を中止とした場合の家族への連絡方法

(例) 週一回、電話で状況報告など、施設の対応方針を決めておく

※訪問者の氏名、住所等の把握は感染者や接触者の追跡調査及び感染予防策を講じる際に重要な情報となる

ウ 「対策会議」の設置

- (ア) 事業所の責任者は、海外での発生情報を受け、新型インフルエンザの事業所内での流行に備え、対策会議を設置する
- (イ) 対策会議では、必要事項を検討し速やかに実施する

《参考》

- ・ 「感染症対策委員会」などを活用して検討
- ・ 未発生期段階で検討した感染予防対策、危機管理体制、事業継続体制などを基に、府等からの情報及び要請事項に基づき、発生状況に応じて、施設として必要な対策を検討し、速やかに実施することが必要

(3) 第二段階：国内発生早期（当該市区町村未発生）

新型インフルエンザが国内で発生した場合、発生地域が1都道府県とは限らず隣接する複数の都道府県で同時に発生することが考えられる

感染予防対策と施設所在地の地域で発生した場合の対応策の徹底を図ることが必要

この段階で準備等が必要となる主な事項

- 1 事業所、施設内対応マニュアルの確認（状況によっては見直すことも必要）
- 2 新型インフルエンザ流行時の事業継続体制の確認及び見直し（状況によっては見直すことも必要）
- 3 利用者、その家族への周知や情報提供
- 4 入所施設では施設内での感染拡大防止対策の徹底
- 5 通所系施設、居宅系サービスを提供する施設においては、発生状況に応じて通所の一時中止やサービス提供の一時中止、中止に伴う代替サービスの確保等の検討 …など

ア 情報収集

- (ア) 担当者は、国や府等のホームページを毎日チェックするなどし、常に新しい情報の収集を行う
- (イ) 担当者は、国や府等から提供された情報及び要請事項を速やかに施設長等へ報告する

イ 情報提供

- (ア) 事業所の責任者は、国や府等からの情報及び要請事項について、全職員に正しく伝達する
- (イ) 事業所の責任者は、状況に応じて対策会議を開催し、新たな情報等を踏まえた対応を検討の上、必要な情報及び留意事項等を職員会議、情報機器等の活用などにより、全職員に確実に周知する
- (ウ) 利用者、家族等に必要な情報や対策会議で決定した施設の方針等について、事前に定めた連絡方法により確実に周知する
- (エ) 事業所内立入者への周知については、玄関・玄関前に文書を掲示するなどして行う

(3) 第二段階：国内発生早期（当該市区町村未発生）

【周知文】（案文）

事業所に来訪された皆様へ

新型インフルエンザの発生が国内で確認されました。

事業所としても、今後、事業所内での感染・流行を防ぐために感染予防策を徹底しますので、御理解、御協力の程よろしく申し上げます。

- ・ 来訪者には氏名、住所等を記入していただきます。
- ・ 事業所にご用のある方は、手洗いの後、備え付けの消毒液で手指消毒を行い、不織布製マスクを着用してから入室してください。
- ・ 発熱や咳などの症状がある方の訪問はご遠慮していただきます。

ウ 施設における感染拡大防止

(ア) 対策会議において、国や府等からの新たな情報及び要請を踏まえ、必要事項を検討し、速やかに実施する

緊急に実施しなければならないことについては、施設長等が判断する

(イ) 施設内での感染拡大防止のための措置として、次の対応を行う

- a 職員の患者発生地域への出張の制限
- b 発生地域から帰所した利用者、職員等の健康観察の徹底、インフルエンザ様症状を呈した場合の発熱相談センターへの相談指導
- c 施設内の消毒、換気、加湿等感染防止のための環境整備

(4) 第三段階：感染拡大期（当該市区町村発生）

新型インフルエンザが日本国内で流行しはじめると、数日から数週間で全国に広がり、市区町村内にも患者が発生することが予想される

正確な情報収集に努め、随時、対策会議で検討の上、施設として、感染予防対策と事業所内、利用者が施設内で発生した場合の対応策の徹底を図る必要がある

この段階で準備等する事項

- 1 職員への周知による情報共有化
- 2 対応マニュアル等による速やかな対応
- 3 事業所内発生時の速やかな保健所への報告
- 4 利用者、その家族への周知や情報提供
- 5 事業所内での感染拡大防止策の徹底
- 6 職員、その家族の健康観察の徹底
- 7 事業継続計画に基づく事業所運営の継続
- 8 通所施設等の臨時休業の要請への対応 …など

* 市区町村内発生以降は、状況に応じて通所施設等は府等から臨時休業の要請があることが想定される

ア 情報収集

- (ア) 担当者は、国や府等のホームページを随時（1日2回朝夕）チェックするなどし、常に新しい情報の収集を行う
- (イ) 担当者は、国や府等から提供された情報及び要請事項を速やかに施設長等へ報告する

イ 情報提供

- (ア) 事業所の責任者は、国や府等からの情報及び要請事項について、全職員に正しく伝達する
- (イ) 事業所の責任者は、状況に応じて対策会議を開催し、新たな情報等を踏まえた対応を検討の上、必要な情報及び留意事項等を職員会議、情報機器等の活用などにより、全職員に確実に周知する
- (ウ) 利用者、家族等に必要な情報や対策会議で決定した施設の方針等について、事前に定めた連絡方法により確実に周知する
- (エ) 事業所内立入者への周知については、玄関・玄関前に文書を掲示するなどして行う

ウ 施設における感染拡大防止

- (ア) 対策会議において、国や府等からの新たな情報及び要請事項を踏まえ、必要事項を検討し、速やかに実施する
なお、緊急に実施しなければならないことについては、施設長等が判断する
- (イ) 施設内での感染拡大防止のための措置として、国内発生早期の場合の対応に加え、次の対応を行う
- a 感染防止対策の強化
 - b 職員の不要不急の外出の自粛
 - c 集団活動、施設外活動、行事等の中止
 - d 施設内の衛生管理（保健所からの助言を受ける）
 - e 時差出勤等の検討など職員等の感染機会を減らすための工夫

《参考》

- 家族等の面会自粛
 - ・ 施設内対策会議で検討
 - ・ 事前の説明などにより家族の理解を得ておく
- やむを得ない場合、短期入所の受入れ等については新型インフルエンザ様疾患に罹患していないことを確認（体温測定等）
- 事業所内立入者へも情報を提供し、感染防止の協力を依頼
 - ・ 手洗い、咳エチケットの励行
 - ・ 症状のある人の訪問の制限
 - ・ 施設内立入者の氏名、住所の記録

（５）第三段階：まん延期（施設内発生）

新型インフルエンザが施設内で発生した場合は、発生状況を把握し、関連機関等へ速やかに連絡するとともに、状況に応じた対応をとり、施設内での感染拡大の防止に重点をおく

通所施設においては、必要に応じ臨時休業とするが、入所施設においては、感染者の個室管理など感染拡大防止策を徹底し、事前に立てた事業継続計画（BCP）に基づいて、事業の継続を行う

事業所内で利用者又は職員に感染者（疑いを含む）が発生した場合において、サービス種別ごとに、強毒型・弱毒型の対応の目安をまとめたので、発生状況に応じ参考とされたい

ア 通所系サービス（短期入所を含む）

【強毒型の対応：●】【弱毒型の対応：○】

区 分	強	弱	対 応 等
① 対応方針の決定	●	○	□管理者は、施設内対策会議を開催し、今後の対応方針等を確認・決定する
	●	○	□感染防止用品の備蓄状況や使用方法を再確認する
② 有症者の早期発見	●	○	□他の利用者、職員に同症状者がいないか確認し、利用者に同症状者がいれば③の対応をし、職員に同症状者がいる場合も帰宅させる
	●	○	□手洗い励行と症状出現時は利用休止するよう要請する
③ 利用者・職員への対応	●	○	【利用者等】 □利用前にインフルエンザ様症状がみられた場合は確実に休ませる
	●	○	□利用開始後にインフルエンザ様症状がみられた場合は家族へ連絡し、帰宅させる ・帰宅まで、他の利用者に感染しないよう、不織布製マスクを着用し、静養室等の別室に移動する ・利用者の手が触れた可能性のある箇所は速やかに消毒し、換気を行う
	●		□利用者にマスクを着用させるとともに、サービス提供を行う職員もゴム手袋、マスク、ガウン、ゴーグルを着用する。その際、使用したマスク、ゴム手袋、排泄物や感染の危険のある物については、廃棄する
	●	○	□利用者、その家族に対して保健所へ相談するよう助言する
	●	○	□利用中止後も、利用者、その家族と連絡を継続し、利用者の診断結果を確認する
			○

(5) 第三段階：まん延期（施設内発生）

区 分	強	弱	対 応 等
③利用者 ・職員 への対 応	●		□速やかに発熱相談センターへ連絡するよう指導する
	●	○	□サービス休止中は利用者の状況を把握する
	●	○	□サービス休止中に係る利用者、その家族への協力依頼（家族や地域における日中見守り支援）
	●		【職員】 □強毒型の場合、10日間は出勤停止とする
		○	□弱毒型の場合、「発病した日の翌日から7日を経過した日まで」又は「発熱が無くなった日の翌々日まで」は出勤停止
		○	□嘱託医・かかりつけの医師・保健所等に相談
	●		□速やかに発熱相談センターへ連絡するよう指導する
		○	□一般医療機関を受診させる
	○	□基礎疾患等を有する職員又は妊婦である職員が感染した際に、重症化の可能性が高いため、感染者との接触を避けるなど勤務上の配慮を行う	
	○	□基礎疾患等を有する職員及び妊婦である職員が、感染者と接触した場合には、医師の判断により、抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬の必要性の有無が検討されるため、その指示に従うこと	
④臨時休業	●	○	□利用者、その家族への臨時休業への理解を求める
	●		□強毒型の場合には、府等の要請によりただちに事業所を臨時休業し、感染拡大防止に努める なお、府等の要請がなくとも事業者の判断により、府等と相談の上、臨時休業を行うことが可能
		○	□弱毒型の場合には、原則として臨時休業の要請は行わない
	●	○	□臨時休業した場合は、府、市区町村及び居宅介護支援事業者に連絡
	●	○	□臨時休業した場合は、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者を含め、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者等が代替サービスを提供することによって必要な介護サービスを確保する (ただし、他に代替する施設や訪問系のサービスがなく、生命・健康を維持するためにサービスの提供が必要不可欠な者については、従事者等への感染防止措置を徹底しながら、サービスの提供を行うことを検討)
	●	○	□臨時休業を行った短期入所、通所施設等については、介護保険法及び障害者自立支援法上の休業の届出の必要はない

(5) 第三段階：まん延期（施設内発生）

区 分	強	弱	対 応 等
⑤ クラスタ ーサーベ イランス 報告		○	□管理者は、インフルエンザ様症状を呈する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上がインフルエンザの診断がなされた場合は、保健所へ連絡し必要な指示を受ける
⑥ サービ ス休止 中の利 用者の 状況把 握	●	○	□ケアマネージャー等と連携を密にとりながら在宅の高齢者や障害者など地域の要配慮者に対しての見守り体制が必要であるため、市町村、地域包括支援センターと連携を図り対応する
⑦ サービ スの再 開	●	○	□利用者や職員等に対し、電話での聞き取りなど適宜の方法でインフルエンザ様症状の有無等を確認する
	●	○	□マスクの着用、うがい、手洗いのさらなる励行や、職員の時差出勤等の検討など、感染防止策を徹底する
	●	○	□基礎疾患等を有する利用者については、特に注意を払い、インフルエンザ様症状の有無等を確認するとともに、感染防止を徹底する
	●		□府等からの再開要請により保健所、市町村等と連携し、サービスを再開する

イ 訪問系サービス

感染の発生状況等地域の実情に応じて、手洗いやうがい、マスクの着用等、感染拡大防止策を徹底して、可能な限り通常どおりのサービスの提供を検討

区分	強	弱	対応等
①対応方針の決定	●	○	□管理者は、施設内対策会議を開催し、今後の対応方針等を確認・決定する
	●	○	□感染防止用品の備蓄状況や使用方法を再確認する
②有症者の早期発見	●	○	□他の利用者、職員に同症状者がいないか確認し、利用者に同症状者がいれば③の対応をし、職員に同症状者がいる場合も帰宅させる
③利用者・職員への対応			【利用者等】
		○	□利用者、その家族にインフルエンザ様症状が見られた場合には、一般医療機関に受診が可能となるが、受診する医療機関がわからない場合は地域の保健所等に、かかりつけの医師がいる場合はかかりつけの医師に相談させ、一般医療機関等の受診を促すなど、適宜、助言・情報提供を行う
		○	□基礎疾患等を有する利用者は、感染した場合には、重症化する可能性が高いため、特に感染予防のための配慮を行う
		○	□基礎疾患等を有する利用者が感染者に接触した場合には、医師の判断により、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の必要性の有無が検討されるため、その指示に従うこと
	●	○	□症状出現時は、利用者、その家族に対して保健所へ相談するよう助言する
	●		□速やかに発熱相談センターへ連絡するよう指導する
			【職員】
	●		□強毒型の場合、10日間は出勤停止とする
		○	□弱毒型の場合、「発病した日の翌日から7日を経過した日まで」又は「発熱が無くなった日の翌々日まで」は出勤停止
		○	□嘱託医・かかりつけの医師・保健所等に相談
●		□速やかに発熱相談センターへ連絡するよう指導する	
	○	□一般医療機関を受診させる	
	○	□基礎疾患等を有する職員又は妊婦である職員が感染した場合には、重症化の可能性が高いため、感染者との接触を避けるなど勤務上の配慮を行う	
	○	□基礎疾患等を有する職員及び妊婦である職員が、基本的な防御なく感染者に接触した場合には、本人の同意に基づき医師が抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の要否を判断するため、その指示に従うこと	

区 分	強	弱	対 応 等
④利用者 へのサ ービス 提供等	●	○	□サービス提供前後における手洗いやうがい、マスク・ガウンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行う
	●	○	□地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業者等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止対策を徹底させてサービスの提供を継続する

ウ 施設系サービス①

【入所者の場合】

●感染が疑われる場合

区 分	強	弱	対 応 等
① 対応針 の決定	●	○	□管理者は、施設内対策会議を開催し、今後の対応方針等を確認・決定する
	●	○	□感染防止用品の備蓄状況や使用方法を再確認する
② 有症者 の早期 発見	●	○	□他の入所者に同症状者がいないか確認し、入所者に同症状者がいれば速やかに個室に転室させる等感染防止措置を講じる
③ 医療機 関の受 診	●	○	□嘱託医・かかりつけの医師に相談
	●	○	□一般医療機関を受診させ、受診の際、感染が疑われる入所者及び同行者に不織布製マスクの着用、手洗いを徹底させること
④ 居室の 移動	●	○	□速やかに個室に転室させる等感染防止措置を講じる
⑤ 面会者 への対 応		○	□家族等との面会に当たっては手洗いを励行するなど感染防止対策を徹底するよう求めるとともに、他の入所者とできる限り接触しないよう行動範囲や面会場所を検討すること
	●		□面会制限の徹底を行うこと

ウ 施設系サービス②

【入所者の場合】

●感染が確定した場合（医師がインフルエンザの治療を必要と認めた場合）

区 分	強	弱	対 応 等
① 医療機関との連携 (入院等)		○	□基礎疾患等のない感染した入所者については、基本的に施設において看護・介護を継続することが必要となる ただし、次の場合は医師の判断により入院治療となるので、嘱託医、かかりつけの医師等と十分相談の上、対応する ①施設の状況等を勘案し、感染拡大のおそれがある場合 ②基礎疾患を有する者等の場合 ③重症者及び重症化するおそれを認める場合
		○	□医師の指示に従い、新型インフルエンザに感染した入所者の服薬管理、患者の観察、記録等を行うこと
		○	□感染者の病態が急変した時は、速やかに嘱託医、かかりつけの医師等に連絡し、入院等の適切な措置をとること
		●	□感染症指定医療機関に入院する
② 個室での対応		○	□原則として、個室に入室させ、室外への移動を制限すること
		○	□感染者を入所させる居室は、できるだけ一箇所に集め、感染者及び感染者を介護する職員と、非感染者及び非感染者を介護する職員と行動範囲が接しないように留意すること
		○	□緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこと
③ 職員の感染防護措置		○	□看護・介護を行う際は、全ての職員が不織布製マスクと使い捨て手袋を着用した上、感染した入所者については、できるだけ同じ職員がサービスを提供する体制とし、施設内感染を防止すること
		○	□基礎疾患等を有する職員及び妊婦である職員は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、感染者に対し直接の看護・介護を避けるよう、勤務上の配慮を行うこと
④ 健康観察	●	○	□事業者は、新型インフルエンザに感染した者及び濃厚接触者以外の入所者の健康状態にも留意し、毎日の健康管理を徹底すること
⑤ 家族への連絡		○	□患者の状況や施設の対応方針について連絡する
		○	□感染した入所者をその家族等がその自宅で介護することも可能

ウ 施設系サービス③

区 分	強	弱	対 応 等
⑥ 面会者への対応		○	□家族等との面会に当たっては手洗いを励行するなど感染防止対策を徹底するよう求めるとともに、他の入所者とできる限り接触しないよう行動範囲や面会場所を検討すること
⑦ クラスターサーベイランス報告等		○	□管理者は、インフルエンザ様症状を呈する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上がインフルエンザの診断がなされた場合は、保健所へ連絡し必要な指示を受ける
⑧ 外部業者の出入りの制限	●	○	□給食・リネン業者等、施設での生活維持のために必要な外部事業者に対しては、マスクや手袋の着用等の感染防止対策を徹底した上で、作業時間や行動範囲を制限する
	●	○	□それ以外の外部事業者の不要不急の出入りについてはできるだけ避けること
⑨ 感染拡大防止	●	○	□施設内での感染拡大を防止するため、以下の点に留意すること ・食堂に集まって食事をする際、おおむね2メートル程度、席の間隔をとる ・共同のレクリエーション等の人が集まる活動等を自粛する ・入浴は、個浴又はシャワーとし同一時間帯における複数の入浴を避け、又は清拭とする等
⑩ 清掃・消毒	●	○	□通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃すること
	●	○	□清掃は、最低1日1回は行うことが望ましい
	●	○	□消毒や清掃を行った時間を記し、掲示すること
	●	○	□従事者が発症した場合には、当該従業者の机の周辺や触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う
	●	○	□作業者は、必要に応じて不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う
	●	○	□作業後は、流水・石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う
	●	○	□清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯し、ブラシ及び雑巾は、水で洗い、触れないようにすること

ウ 施設系サービス④

【入所者の場合】

●濃厚接触者と判断された場合

区 分	強	弱	対 応 等
①積極的疫学調査	●		□保健所に積極的疫学調査の実施について相談し、実施に当たっては保健所の指示に従うとともに、積極的に協力すること
②予防投与の指示	●	○	□保健所により、濃厚接触者と判断された入所者の内、基礎疾患等を有する者等については、医師が抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の可否を判断するため、その指示に従うこと
③居室管理		○	□個室に転室させることが望ましいが、個室が用意できない場合は濃厚接触者のみの居室を用意し移動させ、7日間は施設内の移動を制限した上で、健康管理を徹底すること
	●	○	□同室に濃厚接触した入所者が複数いる場合、ベッド間の距離を2m以上離し、カーテン等でのベッド間の仕切り等の対応を実施し、できるだけ接触を防ぐこと
④感染予防措置	●	○	□看護・介護等を行う際は、不織布製マスクと使い捨て手袋を着用した上、当該入所者についてはできるだけ同じ職員がサービスを提供する体制とするなどの対応を図ること
⑤健康観察	●	○	□事業者は、新型インフルエンザに感染した者及び濃厚接触者以外の入所者の健康状態にも留意し、毎日の健康管理を徹底すること
⑥面会者への対応		○	□家族等との面会に当たっては手洗いを励行するなど感染防止対策を徹底するよう求めるとともに、他の入所者とできる限り接触しないよう行動範囲や面会場所を検討すること
	●		□強毒型の場合は、面会制限の徹底を行うこと
⑦感染拡大防止	●	○	□施設内での感染拡大を防止するため、以下の点に留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂に集まって食事をする際、おおむね2メートル程度、席の間隔をとる ・ 共同のレクリエーション等の人が集まる活動等を自粛する ・ 入浴は、個浴又はシャワーとし同一時間帯における複数の入浴を避け、又は清拭とする等

ウ 施設系サービス⑤

【職員の場合】

●「感染が疑われる場合」「感染が確定した場合」「濃厚接触者と判断された場合」

区 分	強	弱	対 応 等
感染が疑われる場合の対応	●		<input type="checkbox"/> 強毒型の場合、10日間は出勤停止とする
		○	<input type="checkbox"/> 弱毒型の場合、「発病した日の翌日から7日を経過した日まで」又は「発熱が無くなった日の翌々日まで」は出勤停止
	●	○	<input type="checkbox"/> 嘱託医・かかりつけの医師に相談
		○	<input type="checkbox"/> 一般医療機関を受診させる
	●		<input type="checkbox"/> 速やかに発熱相談センターへ連絡するよう指導する
感染が確定した場合の対応		○	<input type="checkbox"/> 基本的には自宅療養 基礎疾患を有する場合や重症者及び重症化するおそれを認める場合には、医師の判断により入院治療となるため、保健所等と十分相談の上、対応すること
	●		<input type="checkbox"/> 感染症指定医療機関に入院する
濃厚接触者と判断された場合の対応	●		<input type="checkbox"/> 保健所に積極的疫学調査の実施について相談し、実施に当たっては保健所の指示に従うとともに、積極的に協力すること
	●		<input type="checkbox"/> 保健所から濃厚接触者と判断された職員は、保健所の指示に従うこと
		○	<input type="checkbox"/> 基礎疾患等を有する職員及び妊婦である職員が、基本的な防御なく感染者に接触した場合には、本人の同意に基づき医師が抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の可否を判断するため、その指示に従うこと
	●		<input type="checkbox"/> 医師が抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の可否を判断するため、その指示に従うこと

エ 居宅介護支援事業者（介護保険）、市町村障害福祉担当課及び相談支援事業者（障害福祉）①

●利用者が「感染が疑われる場合」又は「感染が確定した場合」

区分	強	弱	対応等
①利用者の健康状態の把握、有症者の早期発見		○	□居宅への訪問、面接時等において、インフルエンザ様症状がみられた場合は、一般医療機関に受診が可能となるが、受診する医療機関がわからない場合は地域の保健所等に、かかりつけの医師がいる場合はかかりつけの医師に相談させ、一般医療機関等の受診を促すなど、適宜、助言・情報提供を行う
	●		□速やかに発熱相談センターへ連絡するよう指導する
	●	○	□利用者、その家族と連絡をとり、利用者の診断結果を確認する
②サービス提供事業所への連絡	●	○	□感染者（疑いを含む）が利用しているサービス提供事業所に当該利用者の状況を連絡し、他の利用者・職員の有症者の有無の確認を依頼する
③サービス提供に係る連絡調整	●	○	□感染者（疑いを含む）が通所系サービスを利用している場合は、通所系サービスの利用を中止させるとともに、アセスメントなどにより代替サービスの必要性の有無等を検討の上、家族、訪問系サービス事業者、市町村介護保険担当課等と連携を図り、必要なサービスが提供されるよう適切な措置を講じる
	●	○	□感染者（疑いを含む）が訪問系サービスを利用している場合は、事業者等に予防措置を講じてサービス提供の継続を依頼する
	●	○	□代替サービスの提供等により、居宅サービス計画の変更の必要があるときについて、やむを得ない理由がある場合は、サービス担当者会議は開催せず、担当者から意見を求めることで足りる

●職員が「感染が疑われる場合」又は「感染が確定した場合」

区分	強	弱	対応等
①職員への対応	●	○	□感染の疑いがある場合は確実に休ませ、医療機関を受診させる
	●		□強毒型の場合、10日間は出勤停止とする
		○	□弱毒型の場合、「発病した日の翌日から7日を経過した日まで」又は「発熱が無くなった日の翌々日まで」は出勤停止
		○	□嘱託医・かかりつけの医師・保健所等に相談
	●		□速やかに発熱相談センターへ連絡するよう指導する
		○	□一般医療機関を受診させる
		○	□基礎疾患等を有する職員又は妊婦である職員が感染した場合には、重症化の可能性があるため、感染者との接触を避けるなど勤務上の配慮を行う

区分	強	弱	対応等
②有症者の早期発見	●	○	□他の職員に同症状者がいないか確認する
		○	□職員の家族に対しても一般医療機関に受診するよう指導する
		●	□速やかに発熱相談センターへ連絡する
		○	□他の職員に同症状者がいる場合は①の対応をする
③代替介護支援専門員の配置	●	○	□感染者が介護支援専門員である場合には、出勤停止期間中、利用者へのサービス提供に支障を生じないように、他の介護支援専門員に担当させるなど必要な措置を講じる

エ 居宅介護支援事業者（介護保険）、市町村障害福祉担当課及び相談支援事業者（障害福祉）②

●サービス提供事業者が事業縮小又は休業の場合等

区分	強	弱	対応等
①事前の対応策の検討	●	○	<p>〈感染拡大期、まん延期に備えた検討〉</p> <p>□感染拡大期、まん延期には、利用者及びサービス提供事業所従事者の感染による事業の縮小及び事業所の休業が想定されることから、事前に利用者の身体的状態、生活環境、家族関係、地域資源などを把握し、最低限必要なサービスとその提供体制について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替サービス利用が必要な対象者の把握 ・代替サービス等について対象者及び事業者等との調整 ・暫定ケアプラン（介護予防を含む）の作成 <p>□地域において事業所、市町村等関係機関との連携体制の構築</p> <p>□別居の家族や親戚、友人、近隣等の支援者に係る状況把握を行う</p>
②通所系サービス事業者の休止等	●	○	<p>〈利用者のアセスメント、サービスの利用調整〉</p> <p>□通所系サービス事業者（短期入所を含む）が臨時休業を行ったときは、訪問介護事業者を含め、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者等が代替サービスを提供することによって必要な介護サービスを確保する</p>
③訪問系事業者等との調整	●	○	<p>〈利用者のアセスメント、サービスの利用調整〉</p> <p>□サービス提供の可否について、また代替サービスの提供等、調整するなど必要なサービスが提供されるよう適切な措置を講じる</p> <p>□従来のサービス提供ができない事態となった場合には、アセスメントなどによりサービスの優先順位や保険外サービスを含めて他のサービスによる代替を検討の上、家族、サービス提供事業者等と連携して、最低限必要なサービスは提供されるよう適切な措置を講じる</p>
④サービス休止中の利用者の状況把握	●	○	<p>〈市町村・地域包括支援センターとの連携調整〉</p> <p>□在宅の高齢者や障害者など地域の要配慮者に対して、見守り体制が必要であるため、市町村、地域包括支援センターと連携を密に取りながら対応を行う</p> <p>□市町村においては、必要に応じ状況を踏まえて、市町村の事業等を活用するなどして、在宅の高齢者、障害者等への見回りや食事提供等の支援を行う</p>

オ 障害福祉サービス提供における注意事項

区分	強	弱	種別	注意事項
通所系サービス (短期入所を含む)		○	生活介護 児童デイサービス 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 短期入所 ほか	<input type="checkbox"/> 代替サービスの提供については、居宅介護等の訪問系サービスの利用の他、利用者間の接触が生じない環境及び支援体制を確保した上で、限定した利用者（障害福祉サービスの臨時休業に伴い、自宅待機が長期になり平常時と異なる環境に対応できずパニック等の行動障害が引き起こされる場合などを想定）に対して日中活動系サービス及び単独型短期入所サービスの提供を可能とする <input type="checkbox"/> 他に代替する施設や訪問系のサービスがなく、生命・健康を維持するためにサービスの提供が必要不可欠な者については、従事者等への感染防止措置を徹底しながら、サービスの提供を行う
訪問系サービス		○	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 ほか	<input type="checkbox"/> 感染の発生状況等地域の実情に応じて、手洗いやうがい、マスクの着用等、感染防止策を徹底して、可能な限り通常どおりのサービスを提供する <input type="checkbox"/> 重度訪問介護及び行動援護については、障害特性等を踏まえて外出支援を行うことが可能であるが、この場合にあっては、地域における感染の拡大状況等も踏まえ、感染の危険を出来る限り回避するよう配慮する
施設系サービス	●	○	障害者支援施設 共同生活介護 共同生活援助 ほか	<input type="checkbox"/> P23～P27の施設系サービスに準ずる

カ 保育所等通所系児童福祉施設における注意事項

保育所等における新型インフルエンザ対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」平成21年8月付けで厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知（P8～12）及び本ガイドラインに基づき対応されたい。

(ア) 発生時に備えた準備

- 児童の通園に対する対応
保育所・学童クラブ等を利用している保護者の就労状況に関わるので、施設長は、保護者に対し登園自粛を要請する範囲及び時期等をあらかじめ検討し、保護者へ事前に説明しておくこと
- 関係機関等との連絡体制の整備
 - ・市町村、教育委員会、保健所等の行政機関
 - ・嘱託医、近隣医療機関等
 - ・委託業者等

(イ) 新型インフルエンザ（弱毒型）が発生した場合の対応

- 感染防止と保育所・学童クラブ等の社会的使命の両方から判断し、市町村等と充分協議の上、園やクラスの定員、発病人数に応じた登園自粛を保護者に要請すること
- 急激・大規模な感染等により園全体の登園自粛を保護者に要請する場合においても、どうしても保育が必要となる子どものために、保育の確保に配慮すること

キ 児童養護施設等入所施設における注意事項

(ア) 発生時に備えた準備

- 入所児童等の通学に対する対応
 - ・ 学校等と連携し、通学・通園を制限する時期を検討
- 関係機関等との連絡体制の整備
 - ・ 市町村、保健所、児童相談所等の行政機関
 - ・ 入所児童等の家族、嘱託医、近隣医療機関等
 - ・ 入所児童等が通う学校・塾、保育所・幼稚園等
 - ・ 委託業者（清掃・給食等）、実習生、ボランティア

(イ) 新型インフルエンザが発生した場合

入所児童等が通う学校等が休業となる場合もあり、入所児童等の生活環境や施設運営等に大きな影響を与えることが想定される。

- 新型インフルエンザの発生に備え、日頃から入所児童等の健康状態（発熱、インフルエンザ様症状）の把握に努めること
- 入所児童等が感染した疑いがある場合は、学校等への速やかな連絡を徹底するとともに、学校等が臨時休業となった場合は、学校等と十分連携し、その指示に従って対応すること
- 施設職員は、正しい情報に基づき、入所児童等が不安や動揺をせず適切な行動がとれるよう、わかりやすく的確な指示に努めること
- 入所児童等が新型インフルエンザに対して、不安や恐怖を抱くことのないようにするとともに、患者や接触者等に対する差別やいじめ等が起こらないよう十分留意すること
- 医療機関の受診に際しては、公共交通機関の利用を避けて、できる限り施設職員の運転する公用車などを利用すること
- 学校等の臨時休業や外出制限等により、不自由な生活が長期間に及ぶとなると、心身の状態が不安定となることが考えられることから、入所児童等の心のケアについて十分留意すること
- 学校等が臨時休業の期間は、入所児童等の生活のリズム（食事・睡眠等）をしっかり保ち、健康管理のため施設内でできる運動を心がけるとともに、学習計画表を作成し、読書や学校等から指示された課題に取り組むなど自主的に学習できるよう指導すること

(6) 第三段階：回復期 (7) 第四段階：小康期（流行終息期）

(6) 第三段階：回復期

新型インフルエンザの流行のピークを越えたと判断できる状態であるが、引き続き感染拡大防止策を維持しつつ、業務の回復を進める

(7) 第四段階：小康期（流行終息期）

新型インフルエンザには流行の波があり、一つの波が2か月程度続くと考えられているため、次の流行に備えた対策を実施することが重要

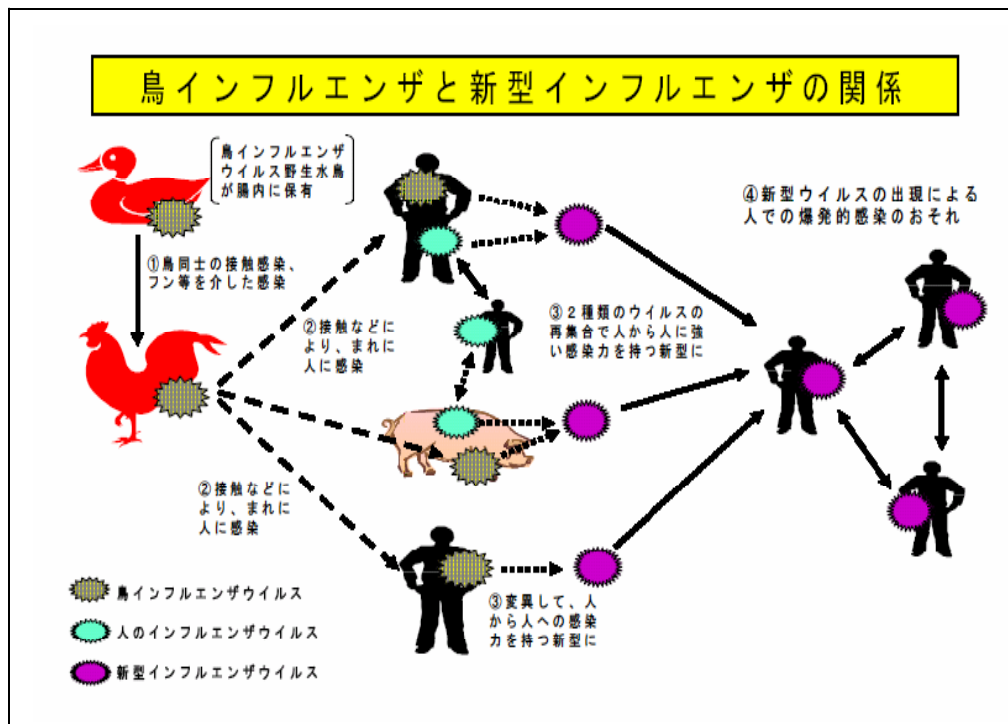
【各事業所で検討すべき事項】

- 1 事業所、施設内対応マニュアルの評価と見直し
- 2 感染防止策を維持しつつ、業務の回復
- 3 不足している資器材の調達
- 4 第二波以降の対応への備え など

Ⅲ 新型インフルエンザについて

1 新型インフルエンザとは

■「新型インフルエンザウイルス」は、インフルエンザウイルスの性質が変わる(変異する)ことによって、これまでにヒトに感染しなかったインフルエンザウイルスが、ヒトへ感染するようになり、さらにヒトからヒトへ感染するようになったものをいい、そのウイルスによって起こるインフルエンザを「新型インフルエンザ」といいます



2 新型インフルエンザの症状・潜伏期間・感染時期

- 症 状：発熱（38℃以上）、咽頭痛、咳、全身の倦怠感（筋肉，関節痛）等
- 潜伏期間：強毒型概ね2～8日間、弱毒型概ね1～7日間
- 感染可能期間：感染者が他人へ感染を伝播させる期間は，発症日の前日から発症後7日目までの9日間（国立感染症研究所）とされています

3 新型インフルエンザの感染経路とその予防

(1) 感染経路

ア 飛沫感染

感染者のくしゃみ、咳等のしぶき（飛沫）に含まれるウイルスを吸入することにより感染する。飛沫は、だ液などを含んだ粒子で長距離を飛ばないため、感染が成立するためには感染者との距離が近接している（1～2m程度）必要があります

イ 接触感染

感染者のくしゃみ、咳等のしぶき（飛沫）に含まれたウイルスが付着したもの（ドアノブ、スイッチ、テーブルなど）に健康な人が手などで触れた後に目、鼻、口に再び触れると、粘膜・結膜などを通じて感染することがあります

（２）感染予防

■必要のない外出は控えること。特に人が集まる場所は避けてください

■外出した後は、うがい、手洗いを行ってください

※手洗いは石鹸を使って最低15秒以上行い、洗った後は清潔なタオルやペーパータオル等で水を十分に拭き取りましょう

■不織布製マスクを着用してください

■湿度管理をしてください

インフルエンザウイルスが湿度に弱いことや空気が乾燥すると喉の粘膜の防御能力が低下するためインフルエンザにかかりやすくなることから、室内の湿度管理が感染予防対策として有効です。ただし、加湿器による湿度管理を行う場合は、肺炎などを引き起こす加湿器内の雑菌やカビの繁殖を防ぐことが大切です。湿度は50～60%が目安です

消毒薬とその使い方

- ・インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール、イソプロパノールのような消毒用エタノール製剤が有効です。消毒剤の噴霧は不完全な消毒やウイルスの舞い上がりが起こる可能性があり、また消毒実施者の健康障害につながる危険性もあるため、実施しないでください
- ・拭き取りが基本的な方法となります

【参考】消毒用アルコールの使い方

手指

手洗い後、脱脂綿やペーパータオル等に十分に消毒用のアルコールを含ませて拭き、自然乾燥させる

*手が荒れやすいので注意

便器、トイレのドアノブなど

脱脂綿やペーパータオル等に十分に消毒用のアルコールを含ませて拭き、自然乾燥させる

*ゴム製品、合成樹脂などへの使用は控える

■咳エチケット

周囲の人から1～2m以上離れてください。咳やくしゃみのしぶき（飛沫）は、1～2m飛びます

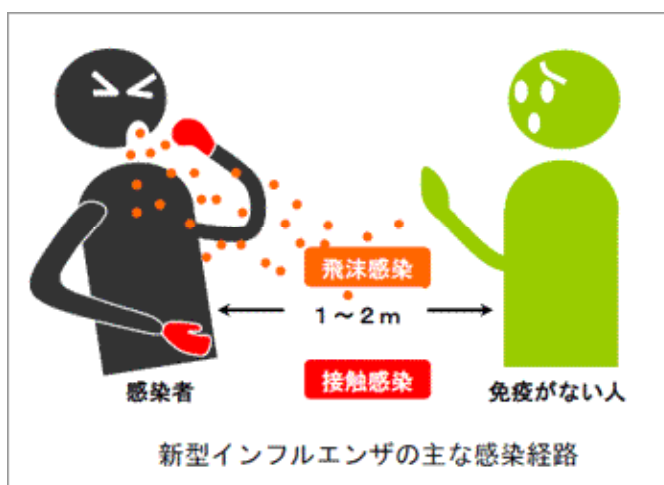
○マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそらして、1m以上離れます

○口を覆ったティッシュはゴミ箱に捨てましょう

○咳やくしゃみを手で覆ったら、手を石鹸で丁寧に洗いましょう

○不織布製マスクを着用してください

咳、くしゃみが出たらマスクを着用しましょう。また、家庭や職場でマスクをせずに咳をしている人がいたらマスクの着用をすすめましょう



(3) 感染の可能性がある場合の対応

ア 医療機関を受診するときは、必ず電話で事前に連絡し、受診する時間や入口などについて確認してください

イ 受診する時は、マスクを着用します。マスクがない場合は「咳エチケット」を心がけ、周囲への感染を防ぐ配慮をしてください

ウ 受診するときは、公共の交通機関（電車、バスなど）の利用は避け、できる限り自家用車などを利用してください

エ 感染している可能性が高い同居者などは外出を自粛し、保健所の指導に応じ健康状態を報告してください

オ 基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者や早期から抗インフルエンザウイルス薬の投薬や重症化するおそれがある者については、優先的にPCR検査を実施し、入院治療が行われますので保健所等に相談してください

(参 考)

1 濃厚接触者（高危険接触者）について（抄）

ア 世帯内居住者

患者と同一住所に居住する者。

イ 医療関係者

個人防護具（PPE）を装着しなかったかあるいは正しく着用せずに、患者の診察、処置、搬送等に直接携わり暴露の可能性のある医療関係者や搬送担当者。

ウ 汚染物質への接触者

患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄物などに、防護装備なしで接触した者。
具体的には手袋、マスク、手洗い等の防護対策なしで患者由来検体を取り扱った検査従事者、患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等。

エ 直接対面接触者

手で触れること、会話することが可能な距離で、サージカルマスクを装着しなかったかあるいは正しく着用せずに、上記患者と対面で会話や挨拶等の接触のあった者。接触時間は問わない。勤務先、学校、医療機関の待合室、会食やパーティー、カラオケボックス、乗用車の同乗等での近距離接触者等が該当する。

オ まん延地域滞在者

新型インフルエンザがヒト-ヒト感染し、まん延しているとされている地域（または国）に滞在または旅行していた者。当該地域（または国）での接触歴の有無は原則として問わない。まん延地域（または国）については、別途指定するものとする。

（出典 新型インフルエンザ積極的疫学調査実施要領（暫定版）一部改変

2 個人防護具（マスク、手袋、ゴーグル等）の扱い方

<p>1 マスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスクによる防御効果を過信せず、お互いに距離をとるなど他の感染防止策を重視することが必要となること ○ マスクの装着に当たっては説明書をよく読み、正しく着用すること 特に、顔の形に合っているかについて注意すること ○ マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、表面に触れないよう取り扱いとともに、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにすること <p>(注)</p> <p>家庭用の不織布製マスクは、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用において、医療用の不織布製マスク（サージカルマスク）とほぼ同様の効果があると考えられること</p>
<p>2 手袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手についたウイルスが口や鼻に触れることで感染するので、手袋を着用した手で鼻や口を触ってはならない ○ 手袋着用の目的は、自分の手が汚れるのを防ぐためである したがって、滅菌されている必要はなく、ゴム製の使い捨て手袋の使用が考えられる ○ 手袋を外した後は、直ちに流水や消毒用アルコール製剤で手を洗うこと ○ 手袋を介して感染が広がらないよう、少なくとも感染者、濃厚接触者及びその他の者に接する場合は、手袋を交換すること
<p>3 ゴーグル、フェイスマスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゴーグルやフェイスマスクは、介護現場において直接に飛沫をあびるような処置が行われる場合に、眼の結膜からの感染を防ぐために着用が考えられる。ゴーグルは、直接的な感染だけでなく、不用意に眼を触ることを防ぐことで感染予防にもつながることが期待される ○ ゴーグルは、すぐに曇ったり、長時間着用すると不快である ○ 購入にあたっては、試着して従業員の意見をよく聞きながら選択すること

<p>4 個人防護具（マスク、手袋、ゴーグル等）の廃棄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人防護具の着用時、廃棄や取り替えの時には、自らが感染したり、感染を拡大するおそれがあるため注意が必要であること ○ 基本的に、個人防護具は使い捨てであり、できる限り1日に1～2回は交換し、使用済みのものはすぐにゴミ箱に捨てる ○ ウイルスの付着したゴミは密閉された容器に回収し、廃棄する際は、ゴミ袋に封をした上で、開封する危険性のないように留意すること ○ 使い捨てはコストがかかる上、場合によっては個人防護具が不足する可能性もあるので、使用時間を長くする、繰り返し使用することも検討すること ○ 全ての個人防護具を外した後は、個人防護具にウイルスがついている可能性もあるのですぐに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行う。 また、廃棄場所を定め、その処分をする人の感染防止策についても十分に検討しておく
<p>5 ガウンテクニック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガウンテクニックとは、予防衣の着用により感染を防ぐこと ○ 高齢者施設の場合、感染源隔離するため、ガウン掛けが居室の中なので、ガウンの表が不潔部分であることを理解し、触らないこと ○ 発症者を隔離している居室に入室する場合（汚染区域への入室の場合）部屋に入る際にガウン（予防衣）を着用し、部屋を離れる時に脱ぐ ○ ガウンを着るガウンの外側に触れないようにしてガウンをガウン掛けからはずし、床や周囲に触れないように注意して、ガウンの内側だけに触れるようにして袖を通す ○ ガウンを脱ぐ片方の袖口から指を1、2本いれて手を引っ込め、内側から片方の袖を引き、もう片方の袖も脱ぐ ○ ガウンの肩の縫い目を合わせて、襟元の紐を片結びにして、ガウンを整えガウン掛けに掛ける

3 感染により死亡者が出た場合の対応

(1) 連絡

- ・ 遺族に連絡するとともに、遺族の意向に配慮しつつ、遺体の扱いについては、市町村に連絡の上、その指示に従う

(2) 感染防止対策（強毒型の場合）

- ・ 遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性納体袋に収容・密封し安置する
- ・ 遺体を扱う職員は、サージカルマスク、フェイスシールド等を使用する
- ・ 汚染箇所の消毒については、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウムを用い、消毒薬を十分に浸したペーパータオル等で当該箇所を拭く。消毒薬の噴霧は、噴霧により病原体を拡散させる恐れがあるので、行わない

4 クラスタ（集団発生）サーベイランス

（１）目的

インフルエンザについて、放置すれば、重症化しやすい基礎疾患を有する患者等に感染拡大の可能性のある集団的な発生を継続的に把握する

（２）保健所への連絡

施設長等は、入所者、利用者、職員等においてインフルエンザ様症状（※１）を呈する者の発生後７日以内に、その者を含め１０名以上が、インフルエンザの診断がなされた場合は、保健所に連絡する（※２、※３）

（※１） ３８度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

- ・ ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、３７．５℃以上で考慮してもよい
- ・ 急性呼吸器疾患症状とは少なくとも以下の１つ以上の症状を呈した場合をいう
 - ア) 鼻汁もしくは鼻閉
 - イ) 咽頭痛
 - ウ) 咳

（※２） 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること

（※３） 簡易迅速検査で、Ｂ型が確定された場合は除く

○ 連絡の流れ

別紙２「社会福祉施設等におけるクラスタサーベイランス流れ」P４１参照

（平成２１年１０月８日事務連絡 厚生労働省健康局結核感染症課他連名）

社会福祉施設等におけるクラスターサーベイランスの流れ

<目的>社会福祉施設等でのインフルエンザの集団発生を探知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状(※1)を呈する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、インフルエンザの診断がなされた場合は、保健所に連絡する。(※2、※3)

迅速な連絡

- ※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
 - ・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
 - ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳
- ※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。
- ※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

社会福祉施設等の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

迅速な対応

保健所は、施設等での感染防止対策実施状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じるよう指導する。

- ① インフルエンザ様症状を呈する入所者からの感染防止対策の徹底
- ② インフルエンザ様症状を呈する職員等に対する外出自粛の要請等
- ③ 接触歴のある患者・職員に対する検温、症状聴取の開始、マスク着用の指導
- ④ 臨時休業検討の相談等

社会福祉施設等の施設長等

5 福祉施設等の種別一覧

	訪問系サービス	通所系サービス	施設・入所系サービス
老人福祉・介護保険関係	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 居宅介護支援 福祉用具貸与 福祉用具販売 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型共同生活介護	通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型共同生活介護	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム ケアハウス 有料老人ホーム 適合高齢者専用賃貸住宅 老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護
障害者福祉関係	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 移動支援 相談支援	児童デイサービス 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 地域活動支援センター 授産施設（通所） 更生施設（通所）	療養介護 短期入所 施設入所支援 共同生活介護 共同生活援助 福祉ホーム 授産施設（入所） 更生施設（入所） 療養施設 通所療養 生活訓練施設
児童福祉関係		知的障害児通園施設 保育所（幼稚園との調整必要） 学童保育 児童館	知的障害児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 乳児院 児童養護施設 児童自立支援施設 母子生活支援施設
生活保護関係			救護施設

6 各保健所及び京都府関係課一覧

担当窓口	所在地等
乙訓保健所（山城広域振興局 健康福祉部）	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075-933-1151 FAX 075-932-6910
山城北保健所（山城広域振興局 健康福祉部）	〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 TEL 0774-21-2191 FAX 0774-24-6215
山城南保健所（山城広域振興局 健康福祉部）	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774-72-4300 FAX 0774-72-8412
南丹保健所（南丹広域振興局 健康福祉部）	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771-62-4751 FAX 0771-63-0609
中丹西保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91 TEL 0773-22-5744 FAX 0773-22-4350
中丹東保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）	〒624-0906 舞鶴市倉谷村西1499 TEL 0773-75-0805 FAX 0773-76-7746
丹後保健所（丹後広域振興局 健康福祉部）	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL 0772-62-0361 FAX 0772-62-4368
京都府健康福祉部 こども未来課 家庭支援課 高齢者支援課 障害者支援課 介護・福祉事業課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 TEL 075-414-4588 FAX 075-414-4586 TEL 075-414-4582 FAX 075-414-4586 TEL 075-414-4574 FAX 075-414-4615 TEL 075-414-4596 FAX 075-414-4597 TEL 075-414-4671 FAX 075-414-4572